

第 9 回検討会

第 9 条・第 1 2 条

事務局資料

目次

- ・第9条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- ・第12条第1号イ・第2号イ（標準設定）・・・15ページ
- ・第12条第1号ロ・第2号ロ（選択画面）・・・19ページ
- ・第12条第1号ハ・二・・・・・・・・・・・・・・・・ 26ページ

法律の規定

（検索エンジンに係る指定事業者の禁止行為）

第九条 指定事業者（検索エンジンに係る指定を受けたものに限る。）は、その指定に係る検索エンジンを用いて提供する検索役務において、スマートフォンの利用者が検索により求める商品又は役務に係る情報を表示する際に、当該指定事業者（その子会社等を含む。）が提供する商品又は役務を、正当な理由がないのに、これと競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱ってはならない。

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 検索結果の表示において、どの表示部分が第9条の対象となるものと考えるべきか。
2. どのような行為をもって、指定事業者（その子会社等を含む。）が提供する商品又は役務を、これと競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うものと考えられるか。
3. 優先的な取扱いをすることに正当な理由があると認められる場合についてどのように考えられるか。
また、そうした正当な理由の有無をどのように判断すべきか。

1. 検索結果の表示において、どの表示部分が第9条の対象となるものと考えるべきか。

- 本条は、検索結果の表示において、正当な理由なく、指定事業者等（指定事業者及びその子会社等をいう。）の商品又は役務を優先的に取り扱うという自己優遇が行われる場合、検索を通じてスマートフォンの利用者が求める商品又は役務に係る公正な競争環境が損なわれることとなることから、これを禁止することで競争環境のイコールフィッティングを図るもの。
- 検索結果の表示のうち、いわゆる検索連動型広告に当たる部分については、「検索により求める商品又は役務に係る情報」ではないため、通常、本条の規定の対象外であると考えられる。（※なお、検索連動型広告については、透明化法が対象としている。）
- もっとも、形式的に広告と表示されるものであっても、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示される場合には、競争関係にある他の商品又は役務よりも指定事業者等の商品又は役務を正当な理由なく優先的に取り扱うものと認められるような場合があるのではないか。

▶ 検索結果の表示のうち、いわゆる検索連動型広告に当たる部分を除いた表示を本条の規定の対象とすることが適当ではないか。

▶ また、広告であると表示される場合であっても、指定事業者等の商品又は役務に係る情報のみが表示される場合には、実態を踏まえて、本条の規定の対象とすべきものがあるのではないか。

- スマートフォン上で「東京 ホテル」と検索した場合の検索結果の表示を構成する主な要素
(※検索連動型広告以外は本条の規定の対象となる。)

構成員限り

- 広告と表示される部分であるが、本条の規定の対象となるか検討すべきと考えられる例
A社の検索役務において、B社の検索役務の名称を検索すると、当該B社の検索役務を想起させるデザインのA社の検索役務を表示するものが広告と称して表示される場合

構成員限り

2. どのような行為をもって、指定事業者等が提供する商品又は役務を、これと競争関係にある他の商品又は役務よりも優先的に取り扱うものと考えられるか。

- ・検索結果における優先的な取扱いとは様々な方法により行われ得るものであり、恣意的な検索アルゴリズムの設定等や指定事業者等の商品又は役務のみを表示する別枠の設置などにより、他の商品又は役務よりもスマートフォンの利用者に認識又は選択されやすい位置に表示する又は表示の方法を行う場合が対象となると考えられる。
- ・もっとも、検索アルゴリズムの設定及びそれを用いた処理等が、公正かつ非差別的に行われた結果として、指定事業者等の商品又は役務に係る情報がより良い位置で表示されたものであれば、本条が禁止する優先的な取扱いに当たらないと解すべきと考えられる。
- ・他方で、検索アルゴリズムによる処理等については、公正かつ非差別的に行われているとしても外部から正確に認識することは困難である。

▶ 検索アルゴリズムを用いた検索結果の表示については、公正かつ非差別的に行われた結果であれば、仮に指定事業者等の商品又は役務が上位に表示されたとしても問題とならない旨をガイドラインで明らかにしてはどうか。

▶ 本条は検索エンジンを用いた検索役務という第三者からはその仕組みの確認が容易でないサービスを対象とする規定であるところ、透明性を確保することが重要ではないか。したがって、主要なパラメーター等を含め、検索アルゴリズムによる処理等が公正かつ非差別的に行われていることについて、法第14条の遵守報告書等により公正取引委員会に対して説明する必要があることをガイドラインで明らかにしてはどうか。

- ・別枠を設けること自体は本条に違反するものではない。しかし、指定事業者等の商品又は役務を別枠として、本来の検索結果よりも上位に、又は目立つ形で配置することや、当該商品又は役務について競争関係にある他社の商品又は役務を、本来の検索結果よりも下位に、又は目立たない形で配置することで指定事業者等の商品又は役務を相対的に上位に表示等することは、本条における優先的取扱いに該当すると考えられる。
- ・また、別枠をオーガニック検索とともに、公正かつ非差別的に順位付けて表示する場合であっても、別枠の利用者を誘引する効果の相対的な強さに鑑みれば、そうした別枠を設定し、当該別枠に指定事業者等の商品又は役務のみを表示すること自体が優先的取扱いと評価できる場合がある。

▶ 別枠については、上記の趣旨をガイドラインで明記することとしてはどうか。

▶ 本条の規定の対象となる指定事業者等の商品又は役務の優先的な取扱いの想定例として、例えば、次のような事例をガイドラインで例示することが適当ではないか。

- ある個別ソフトウェアの名称を検索語句として入力した検索結果において、指定事業者等のアプリストアからのダウンロードを促す表示を最上位に常に固定して表示すること。
- ニュースを表示する別枠を設置し、当該別枠において指定事業者等のニュースサービスのみを表示し、その他のニュースを提供するウェブページは表示されないようにすること。

3. 優先的な取扱いをすることに正当な理由があると認められる場合についてどのように考えられるか。
また、そうした正当な理由の有無をどのように判断すべきか。

- ・法は、独占禁止法を補完するものとして、公正かつ自由な競争の促進という独占禁止法と同様の目的を掲げるなど、独占禁止法の考え方を参考にしつつスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアの分野に限定して立法したものである。したがって、検索エンジンを用いた検索役務の分野における「正当な理由」は、独占禁止法において正当化される範囲内で認められる。
- ・同法においては、通常、問題となる行為の目的の合理性及び手段の相当性（より競争制限的でない他の代替的手段があるか等）に照らして、正当化を判断するものとされている。

- ▶ **優先的な取扱いに関する正当な理由の基本的な考え方として、当該優先的な取扱いの目的の合理性及び手段の相当性（より競争制限的でない他の代替的手段があるか等）に照らして判断すべきことをガイドラインで明記することとしてはどうか。**
- ▶ **その上で、（１）特定のウェブページの表示を制限する場合と、（２）指定事業者等の商品又は役務を本来よりも上位又は目立つ形で取り扱う場合を分けて考えてはどうか。**

（１）特定のウェブページの表示を制限する場合について

- ・スマートフォンの利用者の安全性を害する可能性が高いことなどを理由に特定のウェブページの表示を制限する場合については、当該可能性が高いと客観的に認められる場合であって、当該対応よりも競争制限的でない他の代替手段がない場合には、通常、本条との関係で問題とならないと考えられる。
- ・もともと、同様の問題等を抱える指定事業者等の商品又は役務に係るウェブページは検索結果で表示し続ける一方で、他社のウェブページは表示されないようにするなど、各ウェブページ等への対処が差別的に行われている場合は、本条との関係で問題となると考えられる。

▶ 例えば、次のような目的の下で行われる優先的取扱いについては、通常、本条との関係で問題とならないのではないか。

- ある商品又は役務を提供する他社のウェブページがセキュリティ上の脆弱性により悪意のあるコンテンツにハッキングされていることが判明したため、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保という目的の下で、その問題が解決されるまでの間、当該ウェブページが検索結果において表示されないように操作した結果、当該商品又は役務と競争関係にある指定事業者等の商品又は役務を提供するウェブページが相対的に上位に表示されることとなる場合。
- ある商品又は役務を提供する他社のウェブページにおいて、本人の同意を得ていないスマートフォンの利用者に係る情報や、ディープフェイクによる本人の顔を含む映像等が掲載されているところ、スマートフォンの利用者に係る情報の保護という目的の下で、当該利用者からの申出に基づいて当該ウェブページが検索結果において表示されないように操作した結果、当該商品又は役務と競争関係にある指定事業者等の商品又は役務を提供するウェブページが相対的に上位に表示されることとなる場合
- 自らの商品を販売する指定事業者が、法令に違反するウェブページを表示させないという目的の下で、知的財産権を侵害する模倣品が販売されているウェブページを表示しないことで、正規品である指定事業者等の商品を提供するウェブページが相対的に上位に表示されることとなる場合

（2）指定事業者等の商品又は役務を本来よりも上位又は目立つ形で取り扱う場合について

- ・オーガニック検索において、検索アルゴリズムの設定などにより、指定事業者等の商品又は役務に係るウェブページを、より関連性のある他の商品又は役務に係るウェブページよりも上位に表示する場合や、別枠において指定事業者等が提供する商品又は役務に係る表示のみが取り扱われる場合には、当該検索アルゴリズムの設定や当該別枠を設ける目的の合理性及び手段の相当性（より競争制限的でない他の代替的手段があるか等）に照らして本条との関係で問題とならないかを判断すべきと考えられる。
- ・当該検索アルゴリズムの設定や当該別枠を設ける合理的な目的としては、例えば、スマートフォンの利用者の安全性を確保するため、緊急時に正確な情報を提供する場合がある場合が考えられる。

▶ **例えば、次のような優先的取扱いについては、通常、本条との関係で問題とならないのではないか。**

- 災害時に指定事業者等が提供する地震や津波等に関する情報を表示する場合など、スマートフォンの利用者が検索結果の表示において正確性が担保された情報を速やかに閲覧することができなければ、スマートフォンの利用者の生命又は身体に著しい被害が及ぶ可能性がある場合に、スマートフォンの利用者の安全性の確保という目的の下で、公的機関等からの情報であることが確認できていることを理由として、指定事業者等が提供する情報を最上位に表示する場合。

- 検索役務を提供する事業者の役務のみが表示される別枠の例

構成員限り

- ・指定事業者等が提供する商品又は役務に係る表示のみが取り扱われる別枠による優先的取扱いについて、検索役務の質を高めるものである旨の説明が指定事業者から行われることが考えられるが、例えば、当該優先的取扱いについて、スマートフォンの利用者にとっての当該検索役務の質の向上が明確又は有意にもたらされない場合、他の商品又は役務を不当に劣後して取り扱う場合、又は当該検索役務の質の向上のために必要不可欠とはいえない場合には、本条との関係で問題となり得ると解すべきである。
- ・スマートフォンの利用者にとっての検索役務の質に関して明確かつ有意な向上があるかどうかを評価するためには、抽象的な説明では不十分であり、検証が可能な形で定量化される必要があると考えられる。
- ・こうした検証可能性のある定量化は、例えば、指定事業者により実施される、スマートフォンの利用者に対するテストを通じて試みられることが考えられる。
- ・そうしたテスト結果に基づき、スマートフォンの利用者からみた検索役務の質の向上を説明する指定事業者においては、当該テストにより測定する内容を予め定めるとともに、検索結果の表示の方法を変更する主要な場合において当該テストを実施し、かつ、客観的に検証可能な形でその結果を定量化しておくことが求められるものと考えられる。

▶ **本条は検索エンジンを用いた検索役務という第三者からはその仕組みの確認が容易でないサービスを対象とする規定であるところ、透明性を確保することが重要ではないか。したがって、指定事業者がそうした別枠の設置について、第14条の遵守報告書等を通じて、具体的かつ詳細に公正取引委員会に対して説明する必要があることをガイドラインで明らかにしてはどうか。**

法律の規定

（標準設定等に係る措置）

第十二条 指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 基本動作ソフトウェア イからニまでに掲げる措置

イ 当該基本動作ソフトウェアに係る標準設定（基本動作ソフトウェアにより特定の個別ソフトウェアが自動的に選択され、起動する設定をいう。ロにおいて同じ。）について、当該指定事業者（その子会社等を含む。以下この条において同じ。）が提供する個別ソフトウェアが起動する場合には、スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置

ロ （略）

ハ （略）

ニ （略）

二 ブラウザ イ及びロに掲げる措置

イ 当該ブラウザに係る標準設定（ブラウザにより特定の検索役務その他の役務が自動的に選択され、提供される設定をいう。ロにおいて同じ。）について、当該指定事業者による役務が提供される場合には、スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置

ロ （略）

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 法第12条第1号イ及び同条第2号イの「スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置」について、どのように考えるか。

1. 法第12条第1号イ及び同条第2号イの「スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置」について、どのように考えるか。

- ・本規定は、基本動作ソフトウェアに係る標準設定がなされている指定事業者の個別ソフトウェアやブラウザに係る標準設定がなされている役務を容易に切り替えられるようにすることにより、当該個別ソフトウェアに係る競争を促進することを狙いとして、指定事業者（その子会社等を含む。）が提供する個別ソフトウェアが起動する場合や指定事業者による役務が提供される場合には、指定事業者に対し、「スマートフォンの利用者が簡易な操作により標準設定を変更することができるようにするために必要な措置」を講ずることを義務付けるもの。
- ・公正取引委員会規則では、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が講ずべき「スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置」の具体的な内容を定めることになる。

▶ 「スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置」として、以下の事項を公正取引委員会規則で定め、それぞれの具体的な考え方をガイドラインで記載することが適当ではないか。

- ① 基本動作ソフトウェアに係る標準設定の対象である各個別ソフトウェアについて、標準設定を変更するための操作画面を一箇所に集約すること
- ② スマートフォンの利用者が標準設定を変更するための操作画面を容易に見つけることができるようにすること
- ③ 操作画面において標準設定となる個別ソフトウェア（又は役務）を変更することができる旨の説明を行うこと
- ④ スマートフォンの利用者が操作画面において標準設定を変更するために必要な最小限度の操作で標準設定を変更することができるようにすること
- ⑤ 操作画面における標準設定の変更が、基本動作ソフトウェア（又はブラウザ）に係る標準設定の全てに対して適用されるようにすること

1. 法第12条第1号イ及び同条第2号イの「スマートフォンの利用者が簡易な操作により当該標準設定を変更することができるようにするために必要な措置」について、どのように考えるか。

▶ ガイドラインには、例えば、以下の事項を記載してはどうか。

① 基本動作ソフトウェアに係る標準設定の対象である各個別ソフトウェアについて、標準設定を変更するための操作画面を一箇所に集約すること

・例えば、ブラウザアプリの標準設定は設定アプリのブラウザカテゴリーから、メールアプリの標準設定は設定アプリのメールカテゴリーから、それぞれ標準設定を変更するというように、個別ソフトウェアごとに標準設定を変更するための操作画面の場所が異なる場合には、本号に違反する可能性が高いこと。

② スマートフォンの利用者が標準設定を変更するための操作画面を容易に見つけることができるようにすること

・具体的には、スマートフォンの設定アプリを起動させた際に表示される画面又はアプリ一覧画面の上部（スクロールが不要な位置）に標準設定の変更のための操作画面（又は当該操作画面に遷移するためのリンク）を配置することなどを求めていること。

③ 操作画面において標準設定となる個別ソフトウェア（又は役務）を変更することができる旨の説明を行うこと

・具体的には、スマートフォンの利用者の中には、標準設定等のスマートフォンに係る知識を十分に有している者もそうでない者もいることが想定されるところ、標準設定の変更のための操作画面において記載される内容としては、そのような趣旨を踏まえ、どのような者であっても、当該操作画面において利用者が行えることを理解できるような内容とすることを求めていること。

④ スマートフォンの利用者が操作画面において標準設定を変更するために必要な最小限度の操作で標準設定を変更することができるようにすること

・標準設定を変更するために複数の画面を遷移するなど、多数回の操作を要するような場合は、本号で要求される措置を満たすものとはいえないこと。

⑤ 操作画面における標準設定の変更が、基本動作ソフトウェア（又はブラウザ）に係る標準設定の全てに対して適用されるようにすること

・例えば、検索アプリについての標準設定の変更により、ブラウザ経由で起動する検索アプリに係る標準設定が変更されるだけでなく、ホーム画面に検索ウィジェットを表示する検索アプリや、スマートフォンの画面上でテキスト又は画像を選択することによる検索を行う場合に起動する検索アプリも同様に変更されるようにすることを想定していること。

構成員限り

法律の規定

（標準設定等に係る措置）

第十二条 指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 基本動作ソフトウェア イからニまでに掲げる措置

イ （略）

ロ 個別ソフトウェアのうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるものについて、当該基本動作ソフトウェアに係る標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置

ハ （略）

ニ （略）

二 ブラウザ イ及びロに掲げる措置

イ （略）

ロ 当該ブラウザに係る標準設定に係る役務のうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるものについて、当該ブラウザに係る標準設定をすることができる同種の複数の役務についての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 法第12条第1号ロの「個別ソフトウェアのうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるもの」について、どのように考えるか。
2. 法第12条第2号ロの「当該ブラウザに係る標準設定に係る役務のうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるもの」について、どのように考えるか。
3. 「選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置」としての選択画面について、どのように考えるか。
 - 3-1. 選択画面に表示する選択肢の選定について、どのように考えるか。
 - 3-2. 選択画面の設計（その表示のタイミング含む。）について、どのように考えるか。

1. 法第12条第1号ロの「個別ソフトウェアのうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるもの」について、どのように考えるか。
2. 法第12条第2号ロの「当該ブラウザに係る標準設定に係る役務のうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定めるもの」について、どのように考えるか。

- ・本規定は、スマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるものとして政令で定められた個別ソフトウェア（ブラウザに係る標準設定に係る役務）について、スマートフォンの利用者が利用する個別ソフトウェア（ブラウザに係る役務）を選択する機会を確保することにより、当該個別ソフトウェア（ブラウザに係る役務）に係る競争を促進しようとするものである。
- ・規定の趣旨を踏まえると、「選択の機会が特に確保される必要」については、利用者における利用状況、我が国における事業者別のシェア等を考慮することが適当ではないか。他方で、選択する対象が多くなることに伴い利用者において「選択疲れ」が発生する可能性が増大していくこと等も考慮する必要があるのではないか。
- ・ボイスアシスタントの利用状況は、ブラウザや検索アプリと同等の水準に現時点では至っていない（参考2）。

※なお、「モバイル・エコシステムに関する競争評価最終報告」（2023年6月16日内閣官房デジタル市場競争本部事務局）138頁～139頁では、以下の言及がある。

（略）ユーザーが情報へアクセスするための汎用的かつ一般的なツールについては、それ自体が自社のサービス等に関する情報に誘導する懸念があるなど、ユーザーの自律的な意思決定や選択が阻害される蓋然性が更に高い。このため、こうした性格を有するサービスであって、ネットワーク効果等を背景に寡占化、集中化が進展し、競争を促進させることによる問題解決の必要性が高いものについては、より能動的な対応が必要である。具体的には、①OS及びブラウザにおいてデフォルト設定される検索エンジン、②OSにおいてデフォルト設定されるブラウザ、③OSにおいてデフォルト設定されるボイスアシスタントを対象とし、上記の特性にかんがみ、デフォルト設定されるこれらのサービスが自社製品等か否かにかかわらず、選択画面を表示すべきである。このうち、検索エンジンの場合、ホーム画面に検索ウィジェットが表示されている場合には、選択画面の対象とすべきである。

▶「個別ソフトウェアのうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるもの」として、まずは、ブラウザと検索アプリを、「当該ブラウザに係る標準設定に係る役務のうちスマートフォンの利用者の選択の機会が特に確保される必要があるもの」として、検索エンジンを用いた検索役務を、それぞれ政令で定めるのが適当ではないか。

構成員限り

構成員限り

3. 「スマートフォンの利用者の選択に資する措置」としての選択画面について、どのように考えるか。

- ・第12条第1号ロは、政令で定めた個別ソフトウェアについて、指定事業者に対し、「当該基本動作ソフトウェアに係る標準設定をすることができる同種の複数の個別ソフトウェアについての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置」を講ずることを義務付けるもの。
- ・同様に、第12条第2号ロは、政令で定めたブラウザに係る標準設定に係る役務について、指定事業者に対し、「当該ブラウザに係る標準設定をすることができる同種の複数の役務についての選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置」を講ずることを義務付けるもの。
- ・公正取引委員会規則では、指定事業者が講ずべき「選択肢が表示されるようにすることその他のスマートフォンの利用者の選択に資する措置」の具体的な内容を定めることになる。

3－1. 選択画面に表示する選択肢の選定について、どのように考えるか。

- ・選択肢の選定基準について、選択画面は特定の個別ソフトウェア又はブラウザに係る役務を宣伝するためのものではなく、選択肢に係る公平性が確保される必要がある。
- ・選択肢の数について、スマートフォンの利用者における選択の機会を確保し、個別ソフトウェア及びブラウザに係る役務に係る競争を促進するためには十分な数の選択肢が設けられる必要がある。他方で、選択肢が多すぎると、例えば、目についた選択肢をひとまず選ぶという操作を引き起こすなど、自律的な選択の阻害に繋がる可能性がある。

▶ **選択肢の選定基準に係る要件については、指定事業者の基本動作ソフトウェアにおいて利用可能な国内向けに提供されているアプリストアにおけるダウンロード数の上位であることなど、客観的かつ合理的な選定基準に基づくものとする**ことが適当ではないか。

▶ **選択肢として表示する数に係る要件については、諸外国の例（次ページ参照）も踏まえつつ、スマートフォンの利用者における自律的な選択の機会を確保するという観点から検討していくことが適当ではないか。**

3. 「スマートフォンの利用者の選択に資する措置」としての選択画面について、どのように考えるか。

3-2. 選択画面の設計（その表示のタイミング含む。）について、どのように考えるか。

▶ **選択画面の設計に係る要件については、以下のとおり、最低限求められる要素を公取委規則で定めた上で、そのデザインの詳細については、指定事業者に一定程度の裁量を与えることが適当ではないか。**

- ① (a) 客観的かつ合理的な基準に基づき選定された個別ソフトウェア（ブラウザに係る標準設定に係る役務）が選択肢として表示されるようにすること。
(b) 選択画面に表示される選択肢について、個別ソフトウェア（ブラウザに係る標準設定に係る役務）の名称、標章及び説明が表示されるようにすること。
(c) 選択画面に表示される選択肢は選択画面の表示ごとに無作為に並べ替えること。
(d) 選択画面に表示される選択肢に係る文字、標章の大きさ、背景の色その他の表示の内容に関し、全ての個別ソフトウェア（ブラウザに係る標準設定に係る役務）について同じ形式で表示されるようにすること。
(e) スマートフォンの利用者が、表示された選択肢を全て閲覧した後に、標準設定を行うようにすること。
(f) 上記のほか、スマートフォンの利用者の選択を阻害するものでないこと。
- ② 選択画面が表示される前に、(a)選択画面の対象となる個別ソフトウェア（ブラウザに係る標準設定に係る役務）の種類、(b)標準設定の意義、(c)表示される選択画面において、標準設定となる個別ソフトウェア（ブラウザに係る標準設定に係る役務）を選択する旨の説明、(d)表示される選択画面において選択した個別ソフトウェア（ブラウザに係る標準設定に係る役務）に関する標準設定の変更に係る説明を記載した画面が表示されるようにすること。
- ③ スマートフォンの利用者による選択画面における標準設定の変更が、基本動作ソフトウェア（ブラウザ）に係る標準設定の全てに対して適用されるようにすること。
- ④（※第12条第1号ロのみ） スマートフォンの利用者により選択画面の選択肢の中から選択された個別ソフトウェアがスマートフォンに組み込まれていない場合には、選択画面において当該個別ソフトウェアを選択したことをもって、自動的に当該個別ソフトウェアをダウンロードし、スマートフォンに組み込む（当該個別ソフトウェアが既にダウンロードされている場合には、自動的にスマートフォンに組み込む）ようにするとともに、当該個別ソフトウェアに係る標章その他の表示内容がスマートフォンの利用者により容易に発見することができる場所で表示されるようにすること。

▶ **このほか、選択画面の表示のタイミングに係る要件については、スマートフォンの初回起動時を念頭に、スマートフォンの利用者における自律的な選択の機会を確保するという観点から検討していくことが適当ではないか。**

法律の規定

（標準設定等に係る措置）

第十二条 指定事業者は、その指定に係る次の各号に掲げる特定ソフトウェアについて、公正取引委員会規則で定めるところにより、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 基本動作ソフトウェア イからニまでに掲げる措置

イ （略）

ロ （略）

ハ 当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンに追加的に組み込む場合において当該スマートフォンを利用者の同意を得るために必要な措置

ニ 当該指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンの利用者が簡易な操作によりそのスマートフォンから消去（スマートフォンの設定を操作する個別ソフトウェアその他のスマートフォンの動作に不可欠であり、かつ、他の事業者が技術的に提供できない個別ソフトウェアにあっては、当該個別ソフトウェアを起動させるための標章を表示しないことその他の消去に相当する操作）をすることができるようにするために必要な措置

二 （略）

〈御議論いただきたい主な事項〉

1. 法第12条第1号ハの「スマートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置」について、どのように考えるか。
2. 法第12条第1号ニの「簡易な操作によりそのスマートフォンから消去…をすることができるようにするために必要な措置」について、どのように考えるか。

1. 法第12条第1号ハの「スマートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置」について、どのように考えるか。

- ・本規定は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンに追加的に組み込む場合において、当該スマートフォンの利用者の同意を得ることを求めることにより、当該個別ソフトウェアと同種の個別ソフトウェア等に係る競争を促進するとともに、スマートフォンの利用者の選択の機会を確保しようとするものである。
- ・スマートフォンの利用者が、指定事業者が提供する個別ソフトウェアをスマートフォンに追加的に組み込むことにつき適切に決定するためには、追加的に組み込まれる個別ソフトウェアの名称や機能を認識した上で決定を行うことが必要である。
- ・他方で、上記事項を示す時期や方法については、指定事業者において、上記の趣旨を踏まえ、スマートフォンの利用者の選択を阻害しない最も適切な時期や方法を選択し、実施することが相当である。

▶「スマートフォンの利用者の同意を得るために必要な措置」として、以下の事項を公正取引委員会規則で定め、それぞれの具体的な考え方をガイドラインで記載することが適当ではないか。

- ① スマートフォンの利用者に対し、追加的に組み込む個別ソフトウェアの名称の一覧及び機能の概要を示すこと
- ② スマートフォンの利用者に対し、個別ソフトウェアを追加的に組み込むことに係る同意の有無を確認すること

▶ ガイドラインには、例えば、以下の事項を記載してはどうか。

① スマートフォンの利用者に対し、追加的に組み込む個別ソフトウェアの名称の一覧及び機能の概要を示すこと

- ・スマートフォンの利用者が同意をするか否かを判断するために必要な情報として、追加的にインストールする個別ソフトウェアの名称の一覧及び機能の概要を示すことを求めており、スマートフォンの利用者へ示す当該概要は、利用者が同意するか否かを判断可能な程度に詳細なものとすることを求めていること。

② スマートフォンの利用者に対し、個別ソフトウェアを追加的に組み込むことに係る同意の有無を確認すること

- ・指定事業者の個別ソフトウェアをスマートフォンに追加的に組み込むことに係る同意の有無の確認を求めるものであるが、確認の時期及び方法については、指定事業者において当該利用者の意思を確認するのに最も適切な時期及び方法を選択し、実施することを求めていること。

2. 法第12条第1号二の「簡易な操作によりそのスマートフォンから消去…をすることができるようにするために必要な措置」について、どのように考えるか。

- ・本規定は、基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が提供する個別ソフトウェアについて、スマートフォンから消去することができるようにすることにより、当該個別ソフトウェアと同種の個別ソフトウェア等に係る競争を促進するものである。
- ・スマートフォンの利用者が、簡易な操作によりスマートフォンから指定事業者の個別ソフトウェアの消去をするためには、消去をするための操作画面を容易に見つけた上で少ない手順で消去を可能にすることが必要である。

▶「簡易な操作によりそのスマートフォンから消去…することができるようにするために必要な措置」として、以下の事項を公正取引委員会規則で定めるとともに、それぞれの具体的な考え方をガイドラインで明確化することが適当ではないか。

- ① スマートフォンの利用者が個別ソフトウェアを消去するための操作画面を容易に見つけることができるようにすること
- ② スマートフォンの利用者が操作画面において必要最小限度の操作で個別ソフトウェアを消去することができるようにすること

▶「消去に相当する操作」について、その具体的な考え方として、以下の事項をガイドラインに記載してはどうか。

- ・例えば、スマートフォンのホーム画面及びアプリ一覧画面から個別ソフトウェアを起動するための標章の表示を消去することのほか、スマートフォンの利用者が当該個別ソフトウェアを起動しないようにする、当該個別ソフトウェアのキャッシュやユーザーデータを削除して端末のストレージの空きを増やすという選択ができるよう、当該個別ソフトウェアを不活性の状態にすることなどが該当すること。